

第2次下関市住民自治による まちづくり推進計画 (最終案)

下関市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
第2章 基本方針	3
1. 基本理念	
2. 住民自治によるまちづくりの必要性	
3. 市民参加の促進	
第3章 第1次計画の取組と評価.....	5
1. 第1次計画における推進内容	
2. 第1次計画の成果と課題	
第4章 計画の基本施策	10
1. 計画における基本施策の柱	
2. 基本施策の体系	
第5章 計画における具体的な取組	12
基本施策1 まちづくり協議会への活動支援.....	12
基本施策2 まちづくり協議会への財政支援.....	15
基本施策3 市民理解と市民参加の促進	16
第6章 計画の進行管理	18
資料編	

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成26年9月に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、まちづくり協議会の設立及び市の支援に関して必要な事項を定めることにより、人と人のつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進してきました。

また、この条例に基づき、市民と行政が連携、協働しながら特色ある地域づくりを推進し、市民が主体となって自主的に活動するまちづくり協議会の設立と、その活動を支援するため、平成27年1月に「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、令和2年3月までの5年間にわたり取組を進めてきたところです。

この間、市内全17地区でまちづくり協議会が設立され、それぞれの地区で、住民が主体となったまちづくりの取組が展開されています。

この住民主体のまちづくりの構築を推進するため、今後は、第1次計画で掲げた基本理念を踏襲しながら、市民の積極的な参加を促進し、まちづくり活動を行う各地区のまちづくり協議会が更に発展していくことが望まれます。

この度、住民主体のまちづくり活動の継続による、「住民自治によるまちづくり」の確立を目指すため、「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定することとします。

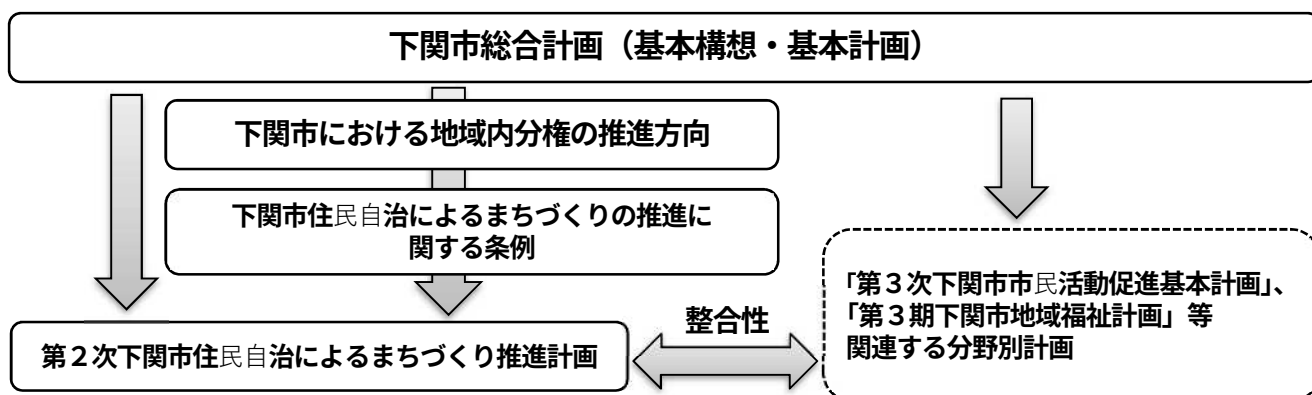
2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である下関市総合計画（基本構想・基本計画）に基づいた分野別計画として、地域の力を活かした本市の「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するための計画です。

また、本計画の各施策については、「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を根拠として取り組んでいきます。

なお、住民自治によるまちづくりを推進するに当たって、関連する分野別計画である「第3次下関市市民活動促進基本計画」、「第3期下関市地域福祉計画」等との整合性を図っていきます。

【計画の位置づけ（イメージ）】



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。なお、取組の進捗状況等を踏まえ、期間内においても必要に応じて見直しを行います。

令和7年度以降については、それまでの間の支援策の効果や住民が主体となっ
て行うまちづくり活動の状況に鑑み、次期計画を策定します。

【計画期間】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計 画	第1次下関市総合計画			第2次下関市総合計画									
				第1次下関市住民自治によるまちづくり 推進計画				第2次下関市住民自治による まちづくり推進計画					
	第2次下関市市民活動促進 基本計画				第3次下関市市民活動促進基本計画								
		第2期下関市地域福祉計画					第3期下関市地域福祉計画						

第2章 基本方針

1. 基本理念

地域のまちづくりを担うのは人であり、人と人のつながりを大切にした、地域の力が発揮できるまちづくりの推進を基本理念に、自然がもたらす豊かな恵み、先人たちが培ってきた歴史や文化などの多様性に富んだ下関市の個性を活かし、魅力ある「元気な下関」の実現を目指します。

市民と行政がお互いの立場を認め合い、互いが対等な立場に立って、様々な場面で協働する仕組みづくりや、特色ある地域づくりのために、市民が自主的に活動するまちづくり協議会を積極的に支援し、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を目指します。

〈下関市のまちづくりの基本理念・将来像（第2次下関市総合計画）〉

まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき

第1章 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち

第2章 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち

第3章 みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち

第4章 美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち

第5章 効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち

第6章 誰もが安全で安心して暮らせるまち

第7章 人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち

第8章 人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち

【第2次下関市総合計画の構成】

第2次下関市総合計画

基本計画 第8章 人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち

地域のまちづくりの推進

住民自治によるまちづくり

2. 住民自治によるまちづくりの必要性

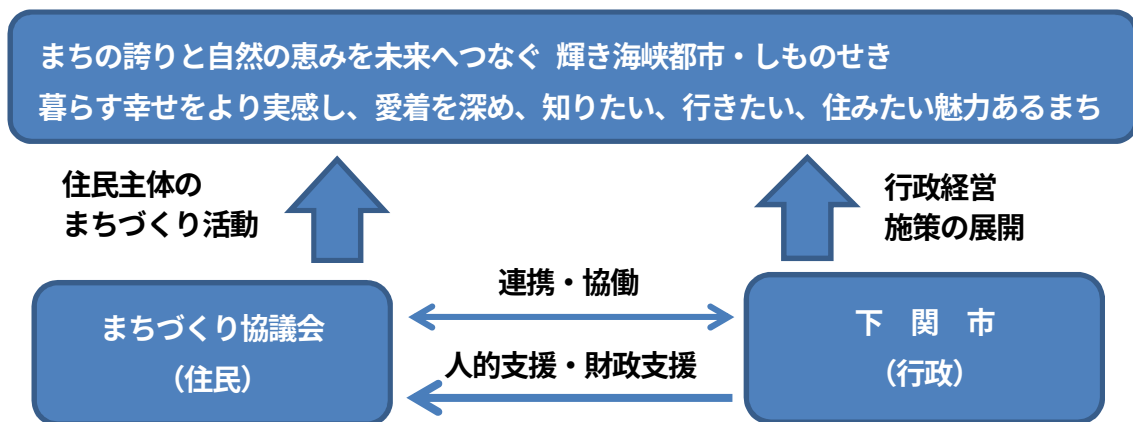
市民が誇りある「ふるさと下関」で暮らす幸せをより実感し、愛着を深め、知りたい、行きたい、住みたい魅力あるまちを実現するため、第2次下関市総合計画では、まちづくりの基本理念として「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ輝き海峡都市・しものせき」を掲げています。

この実現のために必要不可欠なのが、まちの主役である市民一人ひとりが輝けるような環境づくりです。

そのため、本市では、各地区まちづくり協議会を、市民と行政が協働し、市民が主体的に様々な活動を展開するための場にとらえ、市民が自主的に地域の特性を活かした活動を推進するまちづくり協議会を、積極的に支援します。

市民が、地域の自然や人々との交流を土台として自らの夢を実現し、身近な生活の中で豊かさや幸福を実感することは、市民のまちに対する誇りを高め、本市の豊かな自然環境や歴史遺産を次世代へと引き継いでいくことにもつながります。

下関市は、今後、まちづくり協議会が、「市民が実現したい希望のまちを、自らの手でかなえていくための舞台」として発展することを目的として、本計画に定める施策を実施していきます。



3. 市民参加の促進

住民自治によるまちづくりは、市民と行政が共にその必要性や仕組みを正しく理解し、互いに協働しながら進めていく必要があります。

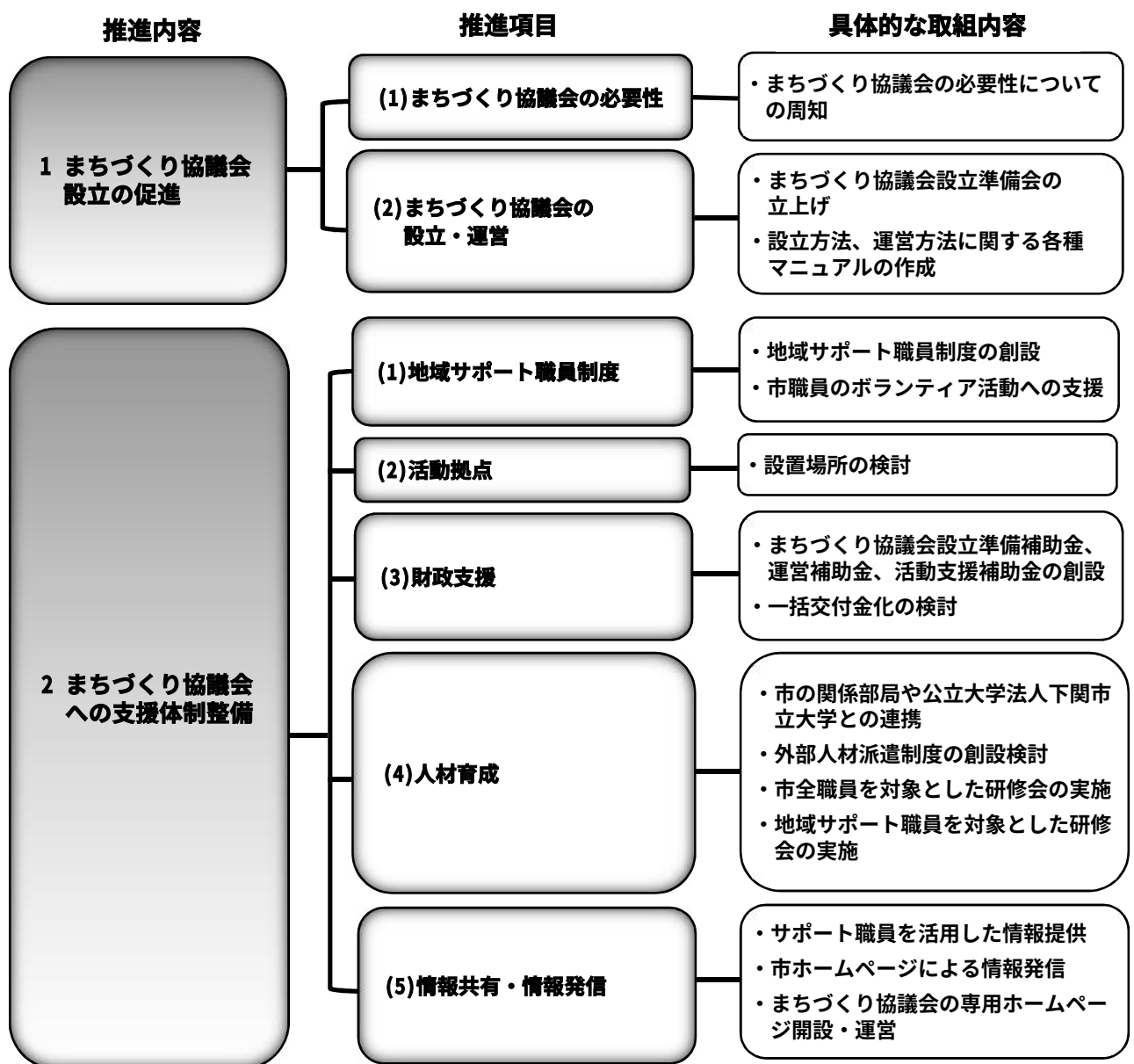
下関市は、市民へのまちづくり協議会の意義、必要性の周知及び住民主体のまちづくり活動への積極的な参加を促進するため、市ホームページや SNS 等を活用した PR 活動を推し進めるとともに、市職員自らが率先して、自主的にまちづくり活動へ参加するよう職員の意識改革を進めていきます。

第3章 第1次計画の取組と評価

1. 第1次計画における推進内容

第1次計画では、「住民自治によるまちづくり」の必要性について市民の皆さんに理解していただくことや、各地区でのまちづくり協議会の設立のための支援を主な取組として推進してきました。

【第1次計画における推進内容】



2. 第1次計画の成果と課題

第1次計画に基づき進めてきた各施策についての取組の成果と課題は次のとおりです。

推進内容1 まちづくり協議会設立の促進

推進項目（1）まちづくり協議会の必要性

成果

まちづくり協議会の設立を前に、各地区で開催した「まちづくり集会」や、まちづくり協議会による、地域の力を生かした着実な取組により、市民の皆さんから「住民自治によるまちづくり」の必要性についての一定の認知が得られました。

今後も、より多くの市民が地域のまちづくりに関心を持ち、積極的にまちづくり協議会の運営・活動に関われるよう、市民理解と市民参加の促進を図っていくことが必要です。

課題

- ・市民理解と市民参加の促進

推進項目（2）まちづくり協議会の設立・運営

成果

まちづくり協議会設立準備会の立上げを経て、平成28年12月には、市内全17地区において、まちづくり協議会が設立されました。組織の設立・運営に当たっては、設立方法や運営方法について具体的に示す各種マニュアルを作成し、随時見直しを行っています。

また、会計事務処理等についての指導、助言及び相談を行う「税理士相談制度」を創設し、全地区へ税理士を配置しました。

現在では、各地区まちづくり協議会において、地域の将来像や目的を実現するための中長期的な指針となる「まちづくり計画」の策定が進んでいます。

課題

- ・市への申請、報告事務や会計事務など各種事務局業務の負担軽減と効率化
- ・役員の負担解消
- ・地域の既存団体や外部組織との連携強化
- ・全地区におけるまちづくり計画の策定と必要に応じた見直し

推進内容２ まちづくり協議会への支援体制整備

推進項目（１）地域サポート職員制度

成果

まちづくり協議会の運営や活動を、市職員が支援する「地域サポート職員制度」を創設し、地域と行政とを結ぶパイプ役として、全地区へ配置しました。

また、まちづくり活動に関心のある市職員を募り、ボランティアを求める協議会と職員とをつなぐ「ボランティア職員制度」を創設しました。ただ、協議会側と職員側の希望する活動内容が一致しないなど課題も多く、制度の見直しの検討が必要です。

課題

- ・地域サポート職員の協議会への助言や情報提供体制の充実と、それに伴う適正な職員配置体制の整備検討
- ・「ボランティア職員制度」の見直し

推進項目（２）活動拠点

成果

市内全１７地区まちづくり協議会の設立にあわせ、全地区に事務局を開設しました。現在は、学校や公民館といった公共施設の一部を利用しています。

課題

- ・事務局の環境改善
- ・地域に開かれた、まちづくり活動の拠点となる場の創出

推進項目（３）財政支援

成果

まちづくり協議会を対象とした３つの補助金制度を創設しました。【～平成２８年度】

【補助金制度】（～平成 28 年度）

『まちづくり協議会設立準備補助金』

…まちづくり協議会の設立に向けた取組に対する支援

『まちづくり協議会運営補助金』

…まちづくり協議会の安定した運営のための取組に対する支援

『まちづくり協議会活動支援補助金』

…まちづくり協議会が行う地域活性化等のための活動に対する支援

その後、まちづくり協議会の活動の自由度を高めるため、平成 29 年度に、運営補助金と活動支援補助金を一括交付金化し、「まちづくり交付金制度」へ制度改正を行いました。また、交付金制度を随時見直し、財政支援の適正化を行っています。

平成 30 年度からは、地域の課題や活性化にしっかりと向き合い、創意工夫のもと知恵を出し合って取り組もうとしているまちづくり協議会に対して交付金を加算する「地域力アップ事業」（インセンティブ制度）を実施しています。

課題

- ・ 安定的、継続的な財政支援
- ・ 交付金の使途に関する適正化の検討

推進項目（４）人材育成

成果

まちづくり協議会からの講演会や研修会の開催要望を受けて、市が確保した予算の中から講師を各協議会へ派遣する「外部人材派遣制度」を新設しました。現在では、まちづくり協議会が交付金を活用し、各地区のニーズに応じた講演会等を開催する流れが根付いてきたため、この制度については、第 1 次計画の期間終了をもって、発展的に解消します。

一方、まちづくり協議会への人材育成支援として、ホームページの作成や SNS を活用した広報活動に関する研修会等を開催しました。

また、市職員への「住民自治によるまちづくり」に対する意識改革のための取組として、全市職員を対象とした研修会を実施しました。

課題

- ・ 地区内の人材発掘と人材育成支援の強化
- ・ 市職員の意識改革とまちづくり活動への参加

推進項目（５）情報共有・情報発信

成果

市報や市のホームページを利用し、まちづくり協議会の活動についての情報発信を行いました。平成２９年度からは、年度ごとに「下関市まちづくり協議会活動事例集」を発行し、各地区の特色あるまちづくり活動を市内外に発信しています。

また、まちづくり協議会相互の情報共有の場の創出のため、主に役員を対象としたネットワーク会議や事務局意見交換会を開催しています。

さらに、まちづくり協議会においては、各地区が会報の発行や専用ホームページを開設し、自主的な情報発信を行っています。

課題

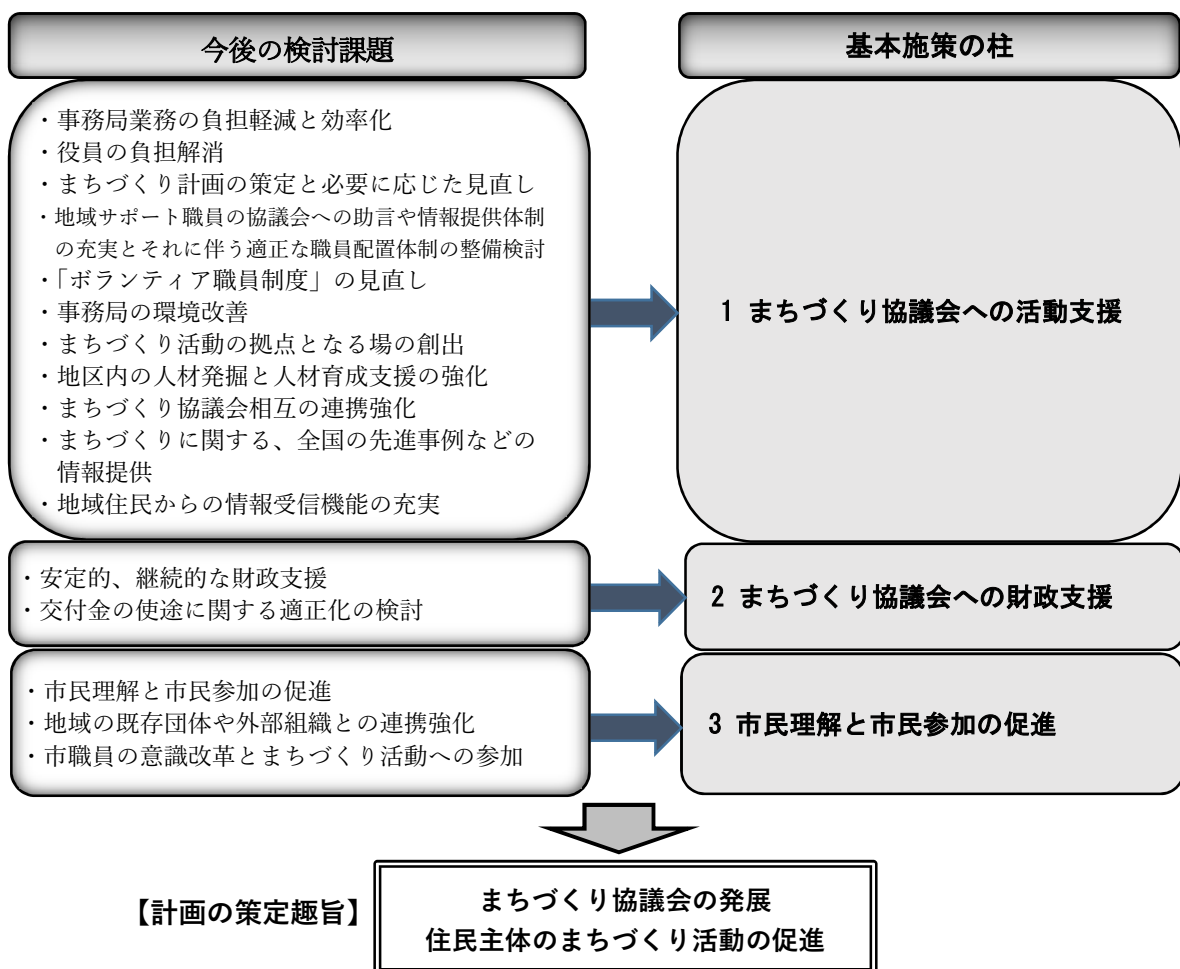
- ・ まちづくり協議会相互の連携強化
- ・ まちづくりに関する、全国の先進事例などの情報提供
- ・ 地域住民からの情報受信機能の充実

第4章 計画の基本施策

1. 計画における基本施策の柱

計画の策定に当たり、現在、本市が直面している様々な課題と、第1次計画における取組内容の検証により、今後の検討課題と将来像を導き出し、その実現のための基本施策を3つの柱として整理しました。これにより、本計画の策定趣旨である『まちづくり協議会の更なる発展』と『住民主体のまちづくり活動の促進』の実現を目指します。

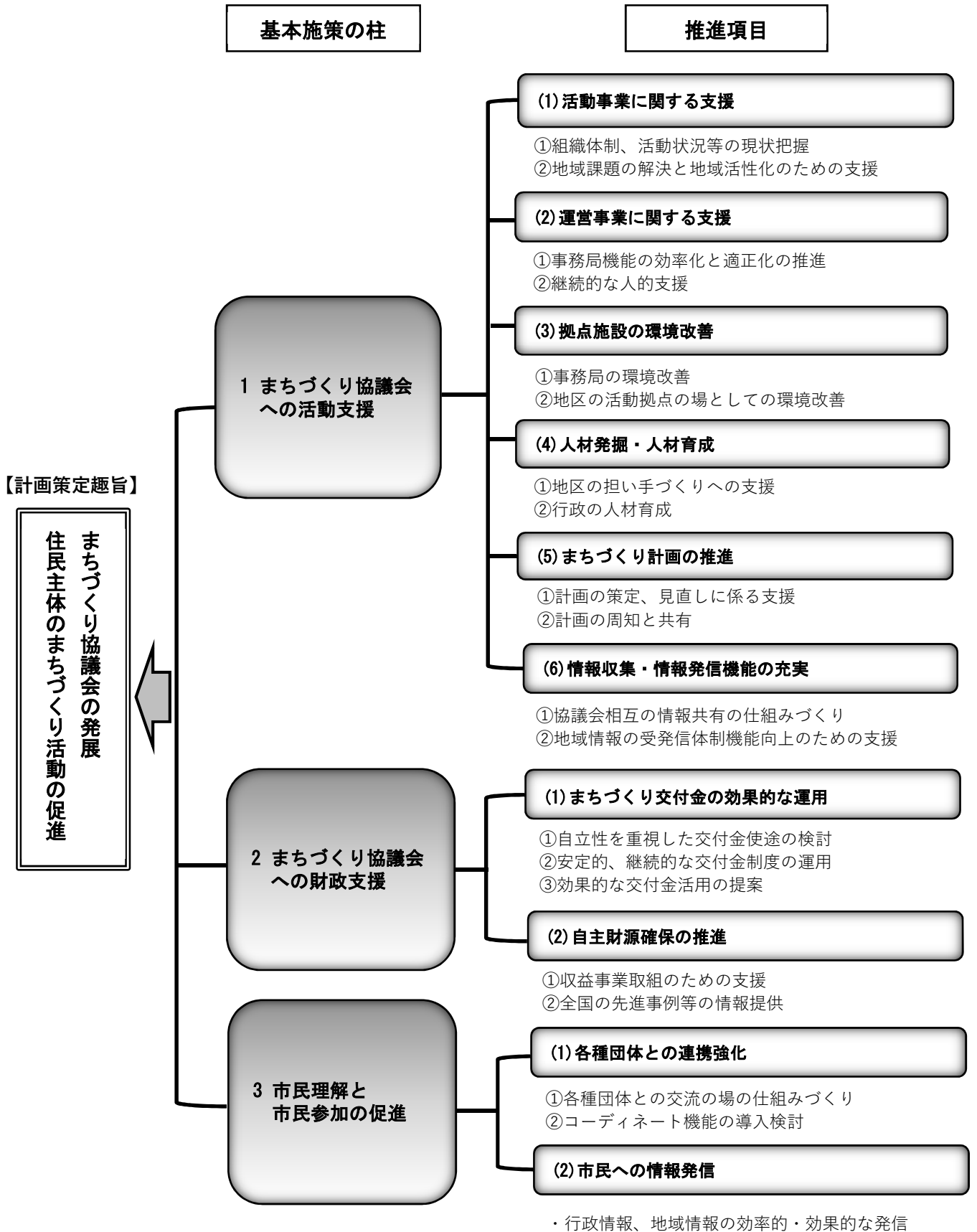
【計画における基本施策】



2. 基本施策の体系

さらに、基本施策の3つの柱を次のとおり体系づけ、行政が中心となって取り組むべき推進項目を定めました。

【基本施策の体系】



第5章 計画における具体的な取組

基本施策1 まちづくり協議会への活動支援

推進項目（１）活動事業に関する支援

① 組織体制、活動状況等の現状把握

まちづくり協議会の活動においては、住民を主体とした自主的な活動が大前提ですが、地域と行政が連携、協働し、まちづくりを進める上では、各協議会の組織体制や活動状況等の十分な把握は欠かせません。

現在、多くの協議会が部会制を採用していますが、一部の協議会では、これまでの取組の中で、部会運営の行き詰まりによる部会長の負担増加や、各部会活動を把握し取りまとめる事務局の負担増加といった課題が顕在化しています。今後は、支部制の採用や部会の統廃合等を含め、各協議会が地域の現状と特性に合った組織となるよう、協議会と協力しながら、組織体制の整備に取り組んでいきます。

また、まちづくり協議会の地区設定は、「原則1中学校区につき1協議会」ですが、現在、5つの協議会が「2中学校区を1地区」に設定しています。これらの協議会からは、「地域が広すぎる」、「地域によって文化が異なる」などといった声が聞かれることもあり、より充実した活動のため、現在の地区設定についても十分な検証が必要と考えます。

② 地域課題の解決と地域活性化のための支援

各地域は、それぞれ独自の文化や特色をもっており、住民のニーズや活動への取り組み方も様々です。地域の特徴を生かしたお宝の発掘、地域の強みや弱みの洗い出し等に必要なワークショップやフィールドワークの実施を支援し、活動事業の充実を図ります。

推進項目（２）運営事業に関する支援

① 事務局機能の効率化と適正化の推進

協議会組織を運営する上で、事務局の担う役割は非常に重要です。これについては、各種マニュアルの随時見直しにより、事務の効率化と適正化を図ります。また、事務担当者のスキルアップを支援するため、分野別の研修会等を実施します。

② 継続的な人的支援

「税理士相談制度」と「地域サポート職員制度」による人的支援を、引き続き実施します。

従来の地域サポート職員の重点的な役割は、行政と地域とをつなぐパイプ役でした。今後は、協議会が主体的に実施する活動に対し、より総合的な支援を行うため、協議会と市、または各種団体をつなぐ伴走者としての役割を果たすことを目指します。

市民や協議会の中に、まちづくりのために「実現したいこと」が生じた際に、行政や各種団体から得られる支援や、そのために必要な手続きの方法などについて、協議会の要請に応えながら、積極的に助言・支援を行います。

推進項目（３）拠点施設の環境改善

① 事務局の環境改善

現在、まちづくり協議会の事務局として、公共施設内の一部を確保していますが、その多くは、協議会を支える事務局の環境として、十分なものであるとは言えません。まちづくり協議会の意見を聴取しながら、環境改善を検討します。

② 地区の活動拠点の場としての環境改善

まちづくり活動や地域の交流を更に促進していくためには、様々な団体や住民が利用できる、開かれた場の創出が求められます。引き続き、まちづくり協議会が定期的に協議する場、活動する場所として、また地区の誰もが気軽に集え、地域情報を入手することができる場としての活動拠点の環境改善を検討します。

推進項目（４）人材発掘・人材育成

① 地区の担い手づくりへの支援

まちづくり協議会が、その活動を継続的、発展的に進めていくためには、事業活動に従事する人材の発掘や、次世代の役員、構成員の育成が必要です。現在、市民に対する協議会及び協議会活動についての周知不足、協議会運営に係る具体的な業務についての情報不足などにより、多くの協議会で担い手が不足しています。今後は、まちづくり協議会の必要性やその活動を十分に理解、共感してもらえるようアピールすると共に、まちづくり協議会との協働による研修会等を実施し、地域に埋もれている人材の発掘や、後継者の育成を図ります。

② 行政の人材育成

地域と行政とが連携を図り、魅力あるまちづくりを実現する仕組みづくりには、地域サポート職員による、まちづくり協議会のニーズに沿ったサポートに加え、市職員がまちづくりの視点を持って、自発的に活動に関わるための仕組みづくりが必要です。

市職員一人ひとりが、地域住民のひとりとして、自身が拠点とする地域をより良いものにすると意識を持ち、まちづくり活動に参加することは、職員自らの生活に潤いをもたらすことにもつながります。また、福祉の充実を実現し、市民と下関市のために幸せな生活の舞台を創出、支援するという、市職員の主たる業務のための知識や経験を得る、貴重な機会ともなり得ます。

地域とともにまちづくり活動に関わることの重要性を十分に理解し、まちづくり協議会の活動内容とその思いに共感できるよう、協議会活動を見せ、聞かせる取組を行っていきます。

推進項目（５）まちづくり計画の推進

① 計画の策定、見直しにかかる支援

地域の将来像や目標を定め、その実現に向けて策定する「まちづくり計画」を、本計画期間中に全１７地区において策定できるよう、地域サポート職員を中心に、必要な支援を積極的に行います。また、策定されたまちづくり計画に対する見直し作業を推進し、適切な情報提供や助言を行います。

② 計画の周知と共有

市のホームページや SNS 等を活用し、各地区で策定された「まちづくり計画」を地区内及び地区外へ積極的に発信することにより、計画内容を周知・共有し、計画の実現を推進します。

推進項目（６）情報収集・情報発信機能の充実

① 協議会相互の情報共有の仕組みづくり

地域による住民のニーズや活動への取り組み方は様々ですが、地区間の情報共有や部会、事業単位での交流が促進されることで、効果的な事業展開やお互いの意識高揚が期待されます。事務局による意見交換会や部会長会議等を通じた情報交換の場を創出し、各協議会のまちづくり活動の活性化を支援します。

② 地域情報の受発信体制機能向上のための支援

市民と地域と行政が協働してまちづくりを進めるためには、相互の情報共有と効果的な情報発信が不可欠です。ネットワーク会議や意見交換会等を活用し、情報共有の場を積極的に設けます。また、まちづくり協議会が、各種媒体を通じて活動状況を効果的に情報発信するための支援、効率的に住民のニーズを拾い上げるための方策についても検討します。

基本施策２ まちづくり協議会への財政支援

推進項目（１）まちづくり交付金の効果的な運用

① 自立性を重視した交付金使途の検討

まちづくり交付金に関する使途については、現在、「柔軟な運営や新規事業の取組が難しい」、「会計処理が煩雑である」といった意見が多く上がっています。限られた予算の中で、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進めるためには、各地区で、より柔軟な活動を行える仕組みが必要不可欠です。交付金の財源が税金であるということを前提にしながら、市民が主体となり、自主的に地域課題の解決と地域の活性化を目指すという、まちづくり協議会ならではの活動が十分に展開できるよう、交付金の運用について検討します。

② 安定的、継続的な交付金制度の運用

まちづくり協議会が、地域に密着した活動を安定的に続けられるよう、まちづくり交付金制度の安定的、継続的な運用を図ります。

③ 効果的な交付金活用の提案

まちづくり協議会が自らの活動を振り返り、その効果や課題を検証する「活動評価制度」の導入を検討します。これにより、協議会が交付金額と活動内容の費用対効果について考え、次の活動につなげる機会を創出します。また、協議会同士が、共通したまちづくりの姿、課題を共有し、同じ目標の達成に向けて取組を進める仕組みづくりについても検討します。

推進項目（２）自主財源確保の推進

① 収益事業取組のための支援

現在、まちづくり協議会の財源のほぼ全額が、まちづくり交付金によるものです。今後ますますまちづくり協議会の活動の拡大、充実が期待され

る中、効果的なまちづくり活動を継続していくためには、各地区による自主財源の確保を視野に入れる必要があります。新たな収益事業に取り組むためには、様々な専門知識と行政による多面的な支援、そして、収益事業が行えるだけの組織づくりのための期間も必要になります。市の支援策としては、収益事業の発掘や会計処理に関する基本的な研修会の開催、複数地区合同のワーキンググループの設置などが想定されます。

② 全国の先進事例等の情報提供

市内他地区又は全国の自治体等において実施されている収益事業や、行政または、各種団体が実施する補助制度に関する情報を積極的に提供するなど、まちづくり協議会の自主財源の確保のための取組に対し支援を行います。

基本施策 3 市民理解と市民参加の促進

推進項目（１）各種団体との連携強化

① 各種団体との交流の場の仕組みづくり

地域では、自治会をはじめ、婦人会や子ども会、学校・社会教育、環境保全、健康福祉、交通安全、産業、文化・スポーツ、防災・防犯といった多様な団体がそれぞれの立場から地域課題解決のための取組を進めてきました。地域のまちづくり計画の実現のためには、関連団体が目的を共有し、各自の特性と得意分野を生かした活動を展開する必要があります。しかしながら、現在、地域の団体数の把握や各団体の活動状況など、その実態については、行政においてもすべてを把握していないのが実状です。地域団体の実態を把握し、情報提供とネットワーク化を行うことで、団体間の連携強化を推進します。

② コーディネート機能の導入検討

今後、まちづくり協議会が多様で、より効果的なまちづくり活動を展開するに当たって、各地区の実情や希望を聴取しながら、協議会と地区内の団体の活動の連絡調整役としての地域コーディネート機能の導入について検討します。

推進項目（２）市民への情報発信

- ・ **行政情報、地域情報の効率的・効果的な発信**

市民への行政情報・地域情報の効果的な発信については、引き続き、市報やホームページによる適切な情報公開を行います。また、SNS等新たな情報発信手段を積極的に活用していきます。

第6章 計画の進行管理

本計画の計画期間は5年間ですが、関連計画等との十分な調整と連携を図りながら、定期的に事業の評価・検証を実施し、必要に応じた見直しを行います。

計画の進行管理に当たっては、施策達成のための具体的な取組内容や進捗状況等について、客観的に評価できる仕組みづくりを進め、計画の着実な推進を図ります。また、まちづくり協議会ネットワーク会議等において取組状況を報告し、まちづくり協議会からの評価・検証を受けながら、施策・事業の進め方や計画の見直しに反映させていきます。

資料編

- 1 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例
- 2 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則
- 3 下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会設置要綱
- 4 計画策定経緯（スケジュール）
 - (1) 策定経緯
 - (2) パブリックコメント実施結果
- 5 各制度の概要
 - (1) まちづくり協議会に係る交付金制度
 - (2) 地域サポート職員制度
 - (3) 税理士相談制度
 - (4) 地域力アップ事業（インセンティブ制度）
- 6 準備会及び協議会の設立日
- 7 各地区まちづくり協議会の概要
- 8 第1次計画期間中のまちづくり協議会の活動、取組
- 9 各地区の人口及び世帯数の推移
- 10 まちづくり協議会アンケート結果

1.下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例

平成 26 年 9 月 30 日 条例第 54 号

(目的)

第 1 条 この条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治によるまちづくり 市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。
- (2) 地区 市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり自主的に形成する組織で第 5 条第 3 項の認定を受けたものをいう。
- (4) 市民等 地区における次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内で活動する市民活動団体等
 - ウ 市内で事業を営む者又は市内に存する事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校等に通う者
- (5) まちづくり計画 住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民等は、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に住民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と市は、互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりを推進するものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するために、市民等の自主性及び主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

(協議会の設立等)

第 5 条 市民等は、市長の認定を受けて、地区に 1 の協議会を設立することができる。

2 市民等は、前項の規定により協議会を設立しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、規則で定める基準に適合していると認めるときは、協議会の設立を認定するものとする。

(協議会の役割)

第 6 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 市民等が住民自治によるまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ること。
- (2) 地区の身近な課題の解決又は地域活性化のための方策及びまちづくり計画を立案するとともに、規則で定める活動を行うこと。

(協議会の運営)

第 7 条 協議会は、市民等に開かれた運営を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行うものとする。

(協議会の変更)

第 8 条 協議会は、第 5 条第 2 項の規定により申請書に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更について市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(協議会の認定の取消し)

第 9 条 市長は、協議会の運営等が規則で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(市の支援)

第 10 条 市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予算の範囲内において財政上の支援その他の支援を行うものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2.下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成 26 年 11 月 27 日 規則第 111 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(平成 26 年条例第 54 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり協議会の地区)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める地区は、下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 17 号)別表に規定する 1 の中学校の通学区域(以下「通学区域」という。)の範囲とする。ただし、その範囲が地域の実情に合わない場合にあっては、当該通学区域を基礎として地縁等により区切った範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、市民等は、まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設立しようとする場合において、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現のため必要があるときは、次に掲げる事項を勘案し前項の規定による複数の地区を 1 の地区とすることができる。

- (1) 市民等がまちづくりの課題を共有し、ネットワーク化及び相互補完を図りながら、効率的かつ効果的にまちづくりの課題の解決及び地域活性化に取り組むことができること。
- (2) 地区の範囲が他の協議会と均衡が図られていること。
- (3) 他の協議会の地区と重複しないこと。

(協議会の認定申請)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項に規定する申請書は、まちづくり協議会認定申請書(様式第 1 号)とする。

(協議会の設立認定)

第 4 条 条例第 5 条第 3 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民自治によるまちづくりを推進することを目的として設立される組織であること。
- (2) 市民等にかれた民主的かつ効率的な組織であること。
- (3) 自主的かつ主体的な運営ができる組織であること。

2 市長は、条例第 5 条第 3 項の規定による審査の結果、協議会の設立を認定したときにあってはまちづくり協議会認定通知書(様式第 2 号)により、認定しないときにあってはその旨を書面により通知するものとする。

3 市長は、条例第 5 条第 3 項の規定により協議会の設立を認定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会の事務所の所在地
- (3) 協議会を設立した地区の町名の一覧
- (4) 認定年月日

(協議会の活動)

第 5 条 条例第 6 条第 2 号の規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- (2) 地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- (3) 地区内外における地域交流に関する活動
- (4) 地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- (5) 地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動
- (6) 地区の課題の解決のための市との協働に関する活動
- (7) 市の事業への協力及び市からの提案等に対する意見集約に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動

2 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(協議会の変更)

第 6 条 条例第 8 条の規定による変更の申請は、まちづくり協議会認定内容変更申請書(様式第 3 号)により行うものとする。

2 条例第 8 条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更であって、市長が軽微な変更と認めるものとする。

- (1) 構成する団体等の名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図

- (4) 事業計画書
- (5) 予算書
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する事項

3 第4条第2項及び第3項の規定は、条例第8条の規定による変更の申請について準用する。
(協議会の認定の取消し)

第7条 条例第9条の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会が第4条第1項各号の基準に適合しないとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により協議会の認定を受けたとき。
- (3) 協議会の運営において、不正な行為があったとき。
- (4) 協議会としての活動の実態がなく、かつ、活動が行われる見込みがないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が協議会の認定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、条例第9条の規定により協議会の認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消通知書(様式第4号)により当該協議会に通知するものとする。

3 市長は、条例第9条の規定により協議会の認定を取り消したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会に係る地区の町名の一覧
- (3) 取消理由
- (4) 取消年月日

(協議会の解散)

第8条 条例第5条第3項の規定による認定を受けた協議会は、協議会を解散するときは、あらかじめ、その旨を記載したまちづくり協議会解散届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会に係る地区の町名の一覧
- (3) 解散年月日

(情報公開等)

第9条 協議会は、活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を推進するとともに、より効果的な活動を行うため、他の協議会との情報交換及び連絡調整を積極的に行うものとする。

2 協議会(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する協議会を除く。)は、その活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

(宛先) 下関市長

年 月 日

申請者 協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

連絡先電話番号

印

地区まちづくり協議会認定申請書

地区において、まちづくり協議会を設立したいので、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1	協議会の名称	
2	事務局の所在地	〒 下関市
3	代表者氏名	
4	設立年月日	

(添付資料)

- (1) 協議会の規約
- (2) 協議会を構成する団体等の名簿
- (3) 協議会の役員名簿
- (4) 地区の町名の一覧
- (5) 組織図（協議会の組織構成が分かるもの）
- (6) 1事業年度の事業計画書
- (7) 1事業年度の予算書

様式第2号 (第4条関係)

地区まちづくり協議会

代表者

様

下関市長

印

第 年 月 日 号

地区まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった 地区まちづくり協議会の設立の認定については、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第4条第1項各号の基準に適合していると認め、まちづくり協議会の設立を認定したので、その旨通知します。

1	協議会の名称	
2	事務局の所在地	〒 下関市
3	認定年月日	
4	備考	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 協働会の名称

代表者住所

代表者氏名

連絡先電話番号

⑤

地区まちづくり協議会認定内容変更申請書

年 月 日付け下 第 号で認定通知があつた
地区まちづくり協働会の内容を変更したいので、下関市住民自治によるまち
づくりの推進に関する条例第8条の規定により、次のとおり内容の変更を申
請します。

変更内容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

〔注〕変更内容の証明を必ず資料毎に添付してください。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日

地区まちづくり協議会

代表者

様

下関市長

印

地区まちづくり協議会認定取消通知書

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第7条第1
項に掲げる事由に該当すると認められるため、下関市住民自治によるまちづ
くりの推進に関する条例第9条の規定により、地区まちづ
くり協議会の認定を取り消したので、その旨通知します。

1 協議会の名称	
2 取 消 理 由	
3 取 消 年 月 日	
4 備 考	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 協議会の名称
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号

印

_____ 地区まちづくり協議会解散届出書

_____ 地区まちづくり協議会を解散するので、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	協議会の名称	
2	認定年月日	
3	解散年月日	
4	解散理由	
5	備考	

3. 下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成26年条例第54号）を根拠として取り組む「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するための基本方針を示す下関市住民自治によるまちづくり推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行う場として、下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に当たり、計画の重要事項等に関する意見・提言
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 関係団体から選任する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が特に認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名するものとする。
- 3 委員長は、会議の進行を行い、会議が円滑に進められるよう努めるものとする。
- 4 委員長が欠席、又は事故があるときは、副委員長がその職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部まちづくり政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

4. 計画策定経緯（スケジュール）

（1）策定経緯

平成31年2月	第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画策定方針決定
令和元年8月	第1回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会 計画骨格案協議
令和元年8月～9月	第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画策定に係るまちづくり協議会アンケート実施
令和元年10月	まちづくり協議会意見聴取（第2回ネットワーク会議）
	第2回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会 計画素案協議
令和元年11月上旬～12月上旬	パブリックコメントの実施（～12月4日）
令和元年12月	12月議会報告
	第3回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会 推進計画案協議
令和2年2月	第4回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会 推進計画最終案協議
	計画策定
	まちづくり協議会報告（第3回ネットワーク会議）
令和2年3月	3月議会報告
	公表

（2）パブリックコメント実施結果

募集期間	令和元年11月5日～令和元年12月4日
回覧場所等	まちづくり政策課、市民活動センター、市民センター、本庁舎、各総合支所、本庁管内各支所（12支所）、市ホームページ
応募状況	26件

5. 各制度の概要

(1) まちづくり協議会に係る交付金制度

令和元年度～

まちづくり交付金

【交付額】

交付対象経費の実支出額と次に定める均等割額、世帯割額及び加算額を合算した額とを比較し、いずれか少ない額

項目	均等割	世帯割	加算額1※1	加算額2※2	加算額3※3	加算額4※4	加算額5※5
単価・算出 (令和元年度)	1,800,000円	125円(1世帯)	200,000円	200,000円	200,000円	100,000円 (限度額)	300,000円 (限度額)

※1：過疎地域とみなされる地域を地区の範囲とする協議会に加算される金額

※2：複数の中学校区を範囲とする協議会に加算

※3：六連島又は蓋井島を地区の範囲とする協議会に加算

※4：まちづくり計画の策定及び見直しに取り組む協議会に加算（限度額 100,000 円）

※5：市長が別に定める地域力アップ事業の実施に係る費用の実費額（限度額 300,000 円）

< 2 中学校区を範囲とする協議会：5 協議会 >

中東地区 / 彦島地区 / 東部5地区 / 川中地区 / 豊浦地区

< 過疎地域とみなされる地域を地区の範囲とする協議会：2 協議会 >

豊田地区 / 豊北地区

< 六連島又は蓋井島を地区の範囲とする協議会：2 協議会 >

彦島地区（六連島） / 吉見地区（蓋井島）

(2) 地域サポート職員制度

平成30年度～

(人数) 9名

(担当) 1人2地区担当(サポート室長は1地区担当)

1. 地域サポート職員の基本的役割

地域サポート職員は、協議会と協働し、地域課題の発見や地域資源を掘り起こすとともに、地域の特性を活かした課題解決及び地域活性化に向けた取組を支援する基本的な役割を担う。

2. 地域サポート職員の職務

- (1) 協議会の運営及び活動に係る情報の収集及び提供並びに指導及び助言に関すること。
- (2) 協議会のまちづくり活動に関する会議、行事等に出席すること。
- (3) 地区の課題等実態を把握し、必要な支援内容について調整すること。
- (4) 協議会と市との連絡・調整に関すること。
- (5) 地区のまちづくり計画の策定及び各種事務手続きを支援すること。
- (6) 協議会のまちづくり活動を担う人材発掘・人材育成に協働して取り組むこと。
- (7) 協議会と協働して、地区内のまちづくり活動への意識の高揚を図ること。
- (8) 協議会及び地域サポート職員の活動に関する記録及び報告書を作成すること。
- (9) その他、住民自治によるまちづくりの推進に関すること。

3. 地域サポート職員が行うことができない職務

- (1) 現金、通帳、印鑑、有価証券等の保管及び出納に関すること。
- (2) 事業計画書、収支予算書、実績報告書、決算書等を主として企画又は作成すること。

(3) 税理士相談制度

平成30年度～

1. 体制

市内17地区のまちづくり協議会を3ブロックに分け、ブロック毎に税理士1名を配置。
計3名の税理士と委託契約

2. 業務内容

次の業務について、1協議会に対し、2か月に1回以上実施。

- ① 会計事務処理の相談、指導及び助言
- ② 税に関する相談、指導及び助言
- ③ 税知識の普及啓発のための情報提供

＜全地区共通に実施するもの（市の要請に応じ年度内に2回程度）＞

- ④ 研修会等での指導・助言

(4) 地域力アップ事業（インセンティブ制度）

まちづくり交付金において、地域の課題や活性化にしっかりと向き合い、創意工夫のもと知恵を出し合って取り組もうとしている協議会に対し、その意欲を奨励し支援するため、インセンティブ制度を導入し、「地域力アップ事業」実施のための交付金を加算する制度（平成30年度～）

令和元年度～

- (1) 加 算 額： 1事業当たり 30万円（上限）
- (2) 予 算 枠： 90万円 （事業数は予算の範囲内において決定）
- (3) 対象事業： 次の①～⑤のいずれかに該当し、新規に実施する事業
 - ①少子高齢化対策 ②地域資源活用 ③広域交流
 - ④移住定住促進 ⑤その他地域力アップに資する事業
- (4) 応 募 枠： 1協議会当たり1事業、複数協議会で1事業応募可 （単独との重複不可）
- (5) 事業の採択： まちづくり協議会地域力アップ事業選考委員会を設置し、事業の審査の参考とするための採点を行う。

審査視点：公益性・効果性・波及性・計画性・地域性

＜平成30年度 地域力アップ事業＞ 採択事業：16協議会 22事業

地区	事業名
中東	旧北浦街道のまち興し
西部	復活グリーンモール焼肉ストリート
山の田	山の田地区有形・無形我が街お宝認定振興事業
	四季折々の花が咲き蝶々が乱れ飛ぶ美しいまちづくり事業
彦島	多世代交流事業（彦まちカフェ）
長府	「長府の寺子屋」講座の開催
	コミュニティカレンダーの発行
長府東部	「認知症にやさしいまちづくり」
東部5	子どもを対象とした防災教室
勝山	勝山歴史事業（勝山御殿）
内日	内日のみんなで手づくり『ペットボトルツリー』
川中	川まち弥生まつり
安岡	安岡小学校ほたる飼育
吉見	本州最西端「毘沙ノ鼻」プロモーション
	吉見"あじさい"パーク計画
菊川	キッズフェスタ 2019
	きくがわ「地域と学校をつなぐ安心安全プロジェクト」
豊田	花いっぱい運動の推進
豊浦	豊浦知っちょる会&フットパス
	みかん DE デート
豊北	定住人口増加対策事業
	婚活事業

＜令和元年度 地域力アップ事業＞ 採択事業：3協議会 3事業

地区	事業名
長府	「長府商店街 中浜市場チャレンジショップイベント」の開催
長府東部	「災害弱者安心プランの作成」
菊川	きくがわ「防災啓発マイ・タイムライン」実施事業

6. 準備会及び協議会の設立日

		まちづくり協議会		設立準備会
		設 立 日	設立総会開催日	設 立 日
1	中東地区まちづくり協議会	平成 27 年 10 月 6 日	平成 27 年 10 月 6 日	平成 27 年 3 月 29 日
2	西部地区まちづくり協議会	平成 28 年 2 月 2 日	平成 28 年 1 月 31 日	平成 27 年 5 月 17 日
3	向洋地区まちづくり協議会	平成 28 年 9 月 1 日	平成 28 年 8 月 28 日	平成 28 年 1 月 28 日
4	山の田地区まちづくり協議会	平成 28 年 6 月 14 日	平成 28 年 6 月 10 日	平成 27 年 12 月 10 日
5	彦島地区まちづくり協議会	平成 28 年 7 月 21 日	平成 28 年 7 月 16 日	平成 27 年 12 月 2 日
6	長府地区まちづくり協議会	平成 28 年 1 月 15 日	平成 28 年 1 月 13 日	平成 27 年 8 月 28 日
7	長府東部地区まちづくり協議会	平成 28 年 4 月 5 日	平成 28 年 4 月 3 日	平成 27 年 10 月 8 日
8	東部5地区まちづくり協議会	平成 27 年 12 月 1 日	平成 27 年 11 月 29 日	平成 27 年 5 月 23 日
9	勝山地区まちづくり協議会	平成 28 年 12 月 15 日	平成 28 年 12 月 11 日	平成 28 年 8 月 9 日
10	内日地区まちづくり協議会	平成 28 年 1 月 26 日	平成 28 年 1 月 24 日	平成 27 年 5 月 16 日
11	川中地区まちづくり協議会	平成 28 年 9 月 28 日	平成 28 年 9 月 22 日	平成 28 年 1 月 28 日
12	安岡地区まちづくり協議会	平成 27 年 12 月 15 日	平成 27 年 12 月 13 日	平成 27 年 3 月 21 日
13	吉見地区まちづくり協議会	平成 27 年 11 月 4 日	平成 27 年 10 月 31 日	平成 27 年 4 月 18 日
14	菊川地区まちづくり協議会	平成 27 年 9 月 28 日	平成 27 年 9 月 27 日	平成 27 年 4 月 22 日
15	豊田地区まちづくり協議会	平成 28 年 2 月 2 日	平成 28 年 1 月 31 日	平成 27 年 8 月 18 日
16	豊浦地区まちづくり協議会	平成 27 年 12 月 1 日	平成 27 年 11 月 28 日	平成 27 年 5 月 16 日
17	豊北地区まちづくり協議会	平成 27 年 12 月 8 日	平成 27 年 12 月 5 日	平成 27 年 4 月 28 日

7. 各地区まちづくり協議会の概要

協議会の名称	中東地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年10月6日 (設立総会:平成27年10月6日)		
事務所の位置	唐戸町4番1号 カラトピア5階		
人口	23,142 人	世帯数	12,573 世帯
面積	7.77 km ²	中学校区	日新中学校・名陵中学校
構成団体数	72 団体	顧問の人数	3人
代議員数	60人	うち公募委員数	2人
設置部会	総務部会/環境・防災対策部会/地域づくり部会/健康・福祉部会/子育て・青少年育成部会		

協議会の名称	西部地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年2月2日 (設立総会:平成28年1月31日)		
事務所の位置	伊崎町一丁目4番30号 西部公民館内		
人口	12,040人	世帯数	7,453世帯
面積	3.25 km ²	中学校区	文洋中学校
構成団体数	25 団体	顧問の人数	1人
代議員数	60人	うち公募委員数	2人
設置部会	総務部会 / 福祉部会 / 教育部会 / 安全・安心部会		

協議会の名称	向洋地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年9月1日 (設立総会:平成28年8月28日)		
事務所の位置	向洋町14番1号 旧向山幼稚園内		
人口	9,583 人	世帯数	5,278世帯
面積	1.92 km ²	中学校区	向洋中学校
構成団体数	19 団体	顧問の人数	1人
代議員数	45人	うち公募委員数	2人
設置部会	総務部会／福祉部会／生活環境部会／健全育成部会		

協議会の名称	山の田地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年6月14日 (設立総会:平成28年6月10日)		
事務所の位置	山の田東町4番13号 下関市勤労婦人センター内		
人口	18,490 人	世帯数	9,341世帯
面積	3.77 km ²	中学校区	山の田中学校
構成団体数	31 団体	顧問の人数	3人
代議員数	79人	うち公募委員数	14人
設置部会	総務部会／健康福祉部会／青少年育成部会／安全・安心部会／環境部会／産業・文化部会／専門委員会		

協議会の名称	彦島地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年7月21日 (設立総会:平成28年7月16日)		
事務所の位置	彦島江の浦町一丁目3番1号 彦島公民館内		
人口	26,039 人	世帯数	12,949世帯
面積	11.26 km ²	中学校区	彦島中学校・玄洋中学校
構成団体数	33 団体	顧問の人数	5人
代議員数	88人	うち公募委員数	10人
設置部会	総務安全部会／健康福祉部会／子ども部会／六連島部会		

協議会の名称	長府地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年1月15日 (設立総会:平成28年1月13日)		
事務所の位置	長府亀の甲二丁目2番1号 豊浦小学校内		
人口	16,811 人	世帯数	8,017世帯
面積	10.33 km ²	中学校区	長府中学校
構成団体数	29 団体	顧問の人数	2人
代議員数	91人	うち公募委員数	10人
設置部会	広報部会／教育部会／健康・体育部会／商工業活性部会／観光活性化部会／環境・安全部会		

協議会の名称	長府東部地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年4月5日 (設立総会:平成28年4月3日)		
事務所の位置	長府松小田北町14番1号 長府小学校内		
人口	11,828 人	世帯数	5,827世帯
面積	7.29 km ²	中学校区	長成中学校
構成団体数	17 団体	顧問の人数	0 人
代議員数	83人	うち公募委員数	32人
設置部会	つたえよう部会／つくろう部会／つなごう部会		

協議会の名称	東部5地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月1日 (設立総会:平成27年11月29日)		
事務所の位置	小月本町一丁目7番7号 小月公民館内		
人口	25,948 人	世帯数	11,801世帯
面積	73.39 km ²	中学校区	東部中学校・木屋川中学校
構成団体数	41団体	顧問の人数	4人
代議員数	67人	うち公募委員数	4人
設置部会	総務部会／環境部会／安全・安心部会／健康福祉部会／青少年育成部会／産業・観光部会		

協議会の名称	勝山地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年12月15日 (設立総会:平成28年12月11日)		
事務所の位置	秋根南町二丁目4番33号 勝山公民館内		
人口	25,014 人	世帯数	12,283世帯
面積	21.94 km ²	中学校区	勝山中学校
構成団体数	29 団体	顧問の人数	3人
代議員数	74人	うち公募委員数	17人
設置部会	地域活性化部会／教育文化部会／健康福祉部会／居住環境部会／安心安全部会		

協議会の名称	内日地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年1月26日 (設立総会:平成28年1月24日)		
事務所の位置	大字内日下 1146 番地 5 内日公民館内		
人口	1,134人	世帯数	522世帯
面積	29.64km ²	中学校区	内日中学校
構成団体数	36 団体	顧問の人数	—
代議員数	40人	うち公募委員数	4人
設置部会	総務部会／産業・環境部会／暮らしと安全と教育部会／活性化・イベント部会		

協議会の名称	川中地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年9月28日 (設立総会:平成28年9月22日)		
事務所の位置	伊倉町二丁目 1 番 1 号 川中公民館内		
人口	35,258 人	世帯数	16,345世帯
面積	10.96 km ²	中学校区	川中中学校・垢田中学校
構成団体数	86 団体	顧問の人数	2人
代議員数	128人	うち公募委員数	54人
設置部会	総務、産業部会／安全・安心部会／環境部会／福祉部会／子ども育成部会／健康スポーツ部会		

協議会の名称	安岡地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月15日 (設立総会:平成27年12月13日)		
事務所の位置	安岡駅前二丁目 7 番 1 号 安岡公民館内		
人口	14,518 人	世帯数	6,889世帯
面積	16.40 km ²	中学校区	安岡中学校
構成団体数	25 団体	顧問の人数	1人
代議員数	50人	うち公募委員数	11人
設置部会	第1部会／第2部会／第3部会／第4部会／第5部会		

協議会の名称	吉見地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年11月4日 (設立総会:平成27年10月31日)		
事務所の位置	吉見下 1533 番地 吉見公民館内		
人口	5,586 人	世帯数	2,964世帯
面積	26.50 km ²	中学校区	吉見中学校
構成団体数	19 団体	顧問の人数	2人
代議員数	33人	うち公募委員数	7人
設置部会	まちづくり部会／安全・健康・教育部会／イベント部会／吉母部会／蓋井島部会		

協議会の名称	菊川地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年9月28日 (設立総会:平成27年9月27日)		
事務所の位置	菊川町大字田部747番地4 菊川総合支所第3庁舎内		
人口	7,645人	世帯数	3,329世帯
面積	83.78 km ²	中学校区	菊川中学校
構成団体数	105 団体	顧問の人数	2人
代議員数	113人	うち公募委員数	6人
設置部会	総務部会/健康福祉部会/地域活性部会/防犯防災環境部会/青少年育成部会		

協議会の名称	豊田地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年2月2日 (設立総会:平成28年1月31日)		
事務所の位置	豊田町大字矢田 149 番地 1 豊田生涯学習センター内		
人口	5,166 人	世帯数	2,392世帯
面積	163.47 km ²	中学校区	豊田中学校
構成団体数	154 団体	顧問の人数	2人
代議員数	138人	うち公募委員数	3人
設置部会	ネットワーク豊田町/ネットワーク殿居/ネットワーク豊田中/ネットワーク三豊/ネットワーク西市/ネットワーク豊田下(各ネットワーク内に、ふれあいグループ・ふるさとグループ・すこやかグループの3つを設置)		

協議会の名称	豊浦地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月1日 (設立総会:平成27年11月28日)		
事務所の位置	豊浦町大字川棚 7112 番地4 豊浦コミュニティ情報プラザ内		
人口	17,070 人	世帯数	8,008世帯
面積	75.86 km ²	中学校区	夢が丘中学校・豊洋中学校
構成団体数	28 団体	顧問の人数	5人
代議員数	57人(部会員:3名)	うち公募委員数	21人
設置部会	少子化対策部会／地域活性化部会／生活環境部会／医療福祉部会／文化・スポーツ部会		

協議会の名称	豊北地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月8日 (設立総会:平成27年12月5日)		
事務所の位置	豊北町大字神田 1199 番地 1 豊北生涯学習センター内		
人口	8,948人	世帯数	4,428世帯
面積	168.64 km ²	中学校区	豊北中学校
構成団体数	11 団体	顧問の人数	2人
代議員数	30人	うち公募委員数	12人
設置部会	企画部会／活性化部会／安全・教育部会		

< まちづくり協議会 HPアドレス >

(令和2年3月1日時点)

地 区	HP アドレス
中 東	http://chuto-machikyo.net/
西 部	—
向 洋	—
山の田	http://yotuba2017.sakura.ne.jp/
彦 島	http://www.hikoshima.jp/
長 府	http://chofu-machikyo.com/
長府東部	https://chofutoubu-machikyo.jimdo.com/
東部5	—
勝 山	https://katsuyamachikuinfo.wixsite.com/katsuyama/
内 日	https://utsui-machikyo.jimdo.com/
川 中	https://www.kawamachi-dukuri.jp/
安 岡	http://yasuoka-kataroute.jimdo.com/
吉 見	https://www.yoshimiweb.com/
菊 川	http://kikugawa-machikyo.jimdo.com/
豊 田	http://toyota.main.jp/
豊 浦	http://toyouramatidukuri.wixsite.com/kyougikai/
豊 北	https://machikousaku.wixsite.com/mysite/

下関市ホームページ 掲載画面



文字サイズ
標準
大
特大

[サイトマップ](#)
[お問い合わせ](#)
[各課のご案内](#)
[市役所への](#)

市民の方へ
事業者の方へ
観光される方へ

[ホーム](#) > [市民の方へ](#) > [地域内分権\(住居自治\)](#) > [まちづくり協議会](#) > 各地
区まちづくり協議会ホームページ

各地区まちづくり協議会ホームページ

公開日: 2020年1月9日
[サイト](#)

～ 各地区まちづくり協議会ホームページ ～

中東地区まちづくり協議会 <http://chuto-machikyo.net/>

西部地区まちづくり協議会

彦島地区まちづくり協議会 <http://www.hikoshima.jp>

向洋地区まちづくり協議会

山の田地区まちづくり協議会 <http://yotuba2017.sakura.ne.jp>

長府地区まちづくり協議会 <http://chofu-machikyo.com>

長府東部地区まちづくり協議会 <https://chofutoubu-machikyo.jimdo.com>

東部5地区まちづくり協議会

内日地区まちづくり協議会 <https://utsui-machikyo.jimdo.com>

勝山地区まちづくり協議会 <https://katsuyamachikuinfo.wixsite.com/katsuyama>

川中地区まちづくり協議会 <https://www.kawamachi-dukuri.jp>

安岡地区まちづくり協議会 <https://yasuoka-kataroute.jimdo.com>

吉見地区まちづくり協議会 <https://www.yoshimiweb.com/>

菊川地区まちづくり協議会 <http://kikugawa-machikyo.jimdo.com/>

豊田地区まちづくり協議会 <http://toyota.main.jp>

豊浦地区まちづくり協議会 <http://toyouramatidukuri.wixsite.com/kyougikai>

豊北地区まちづくり協議会 <https://machikousaku.wixsite.com/mysite>

8. 第1次計画期間中のまちづくり協議会の活動、取組

本市では、平成27年9月から平成28年12月にかけて、市内全17地区でまちづくり協議会が設立され、平成29年度より、年間を通じた取組が本格的に始動しました。

これまで、各協議会において、オレンジカフェなどの地域福祉活動をはじめとして、避難訓練や防災マップ作りなどの防犯・防災活動、子育て支援、環境づくり活動、あるいは伝統文化行事、お祭りといった地域交流・多世代交流に関する多様な取組が行われてきました。各地域の実情に応じた、いずれも主体的な取組が行われており、限られた予算の中で工夫をこらし、将来を見据えながら、前向きに活動に取り組んでいます。

ここでは、これらの活動実績を、「下関市第2次総合計画」の基本構想である8つの「まちづくりの将来像」に沿って分類しました。

＜平成27年度から令和元年度までの取組実績＞

(件数)

総合計画	基本構想 第1章	基本構想 第2章	基本構想 第3章	基本構想 第4章	基本構想 第5章	基本構想 第6章	基本構想 第7章	基本構想 第8章	計
主な活動分野	伝統文化 地域交流	産業振興 商業振興	子育て支援 生涯学習	環境づくり 景観形成	都市緑化 バス交通	防犯防災 交通安全	地域福祉 高齢者福祉	コミュニティ 広報広聴	
平成27年度	2	0	1	2	0	4	4	19	32
平成28年度	25	3	19	13	0	29	23	49	161
平成29年度	45	7	24	23	0	40	34	59	232
平成30年度	44	5	25	22	0	35	39	65	235
令和元年度	41	6	23	29	0	44	41	65	249
計	157	21	92	89	0	152	141	257	909

※平成27年度の件数は、11協議会の活動数で、それぞれ設立から平成28年3月31日までのものです。

※令和元年度の件数は、交付金交付申請時点での活動計画を基に集計したものです。

＜第2次下関市総合計画＞ 基本構想『まちづくりの将来像』

第1章 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち

第2章 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち

第3章 みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち

第4章 美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち

第5章 効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち

第6章 誰もが安全で安心して暮らせるまち

第7章 人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち

第8章 人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち

9. 各地区の人口及び世帯数の推移

各地区の人口推移

	平成27年 ※3月31日時点	平成28年 ※3月31日時点	平成29年 ※10月1日時点	平成30年 ※10月1日時点	令和元年 ※10月1日時点
中東	24,514	24,167	23,607	23,142	22,755
西部	13,142	12,870	12,481	12,040	11,748
向洋	10,173	10,006	9,770	9,583	9,470
山の田	18,987	18,778	18,475	18,490	18,331
彦島	27,906	27,394	26,481	26,039	25,458
長府	16,947	16,965	16,920	16,811	16,607
長府東部	12,151	12,071	11,945	11,828	11,783
東部5	26,085	26,024	25,959	25,948	25,923
勝山	24,357	24,745	24,914	25,014	25,156
内日	1,241	1,201	1,167	1,134	1,105
川中	36,112	35,486	35,385	35,258	35,103
安岡	14,511	14,606	14,607	14,518	14,404
吉見	5,921	5,758	5,672	5,586	5,492
菊川	7,991	7,954	7,806	7,645	7,547
豊田	5,664	5,499	5,276	5,166	4,985
豊浦	18,073	17,860	17,369	17,070	16,817
豊北	9,938	9,614	9,233	8,948	8,719

各地区の世帯数推移

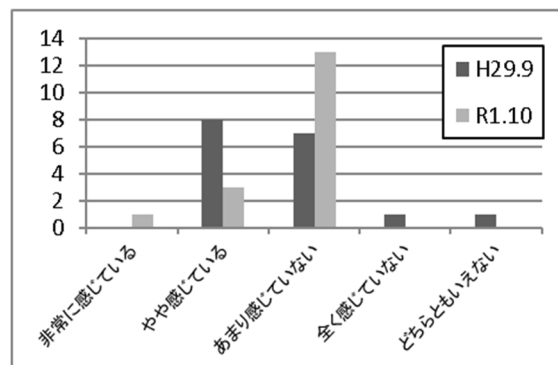
	平成27年 ※3月31日時点	平成28年 ※3月31日時点	平成29年 ※10月1日時点	平成30年 ※10月1日時点	令和元年 ※10月1日時点
中東	12,953	12,850	12,699	12,573	12,473
西部	7,697	7,685	7,636	7,453	7,357
向洋	5,426	5,379	5,333	5,278	5,259
山の田	9,382	9,333	9,303	9,341	9,335
彦島	13,399	13,309	13,045	12,949	12,789
長府	7,824	7,945	8,000	8,017	7,982
長府東部	5,737	5,762	5,855	5,827	5,901
東部5	11,474	11,557	11,668	11,801	11,944
勝山	11,434	11,728	12,040	12,283	12,484
内日	543	542	535	522	520
川中	16,213	16,094	16,229	16,345	16,397
安岡	6,686	6,791	6,899	6,889	6,902
吉見	3,012	2,937	2,967	2,964	2,949
菊川	3,289	3,304	3,321	3,329	3,337
豊田	2,496	2,475	2,415	2,392	2,344
豊浦	8,055	8,093	8,038	8,008	8,014
豊北	4,610	4,546	4,482	4,428	4,377

10. まちづくり協議会アンケート結果

I まちづくり協議会の運営・活動について

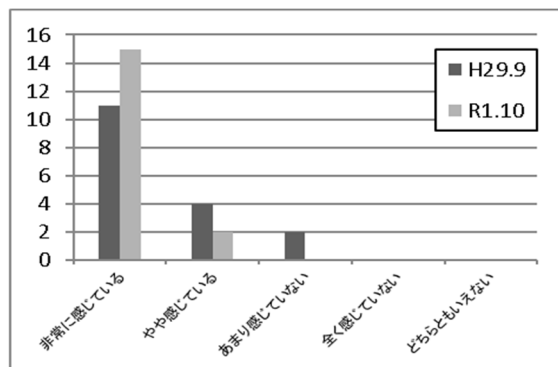
1. 代議員、部会員などに、新たな人材が加わってきていると感じますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	0	1
やや感じている	8	3
あまり感じていない	7	13
全く感じていない	1	0
どちらともいえない	1	0



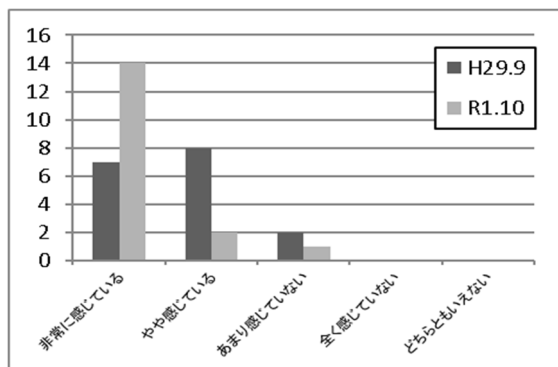
2. 若者世代(60歳未満)の参加が必要、あるいは参加してほしいと感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	11	15
やや感じている	4	2
あまり感じていない	2	0
全く感じていない	0	0
どちらともいえない	0	0



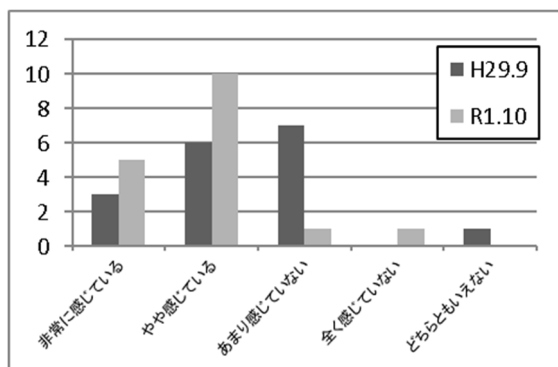
3. 女性の参加が必要、あるいは参加してほしいと感じますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	7	14
やや感じている	8	2
あまり感じていない	2	1
全く感じていない	0	0
どちらともいえない	0	0



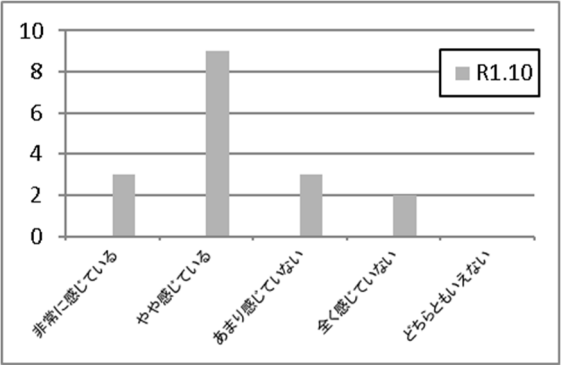
4. 事務局業務について、負担を感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	3	5
やや感じている	6	10
あまり感じていない	7	1
全く感じていない	0	1
どちらともいえない	1	0



5. 自治会や学校運営協議会、他団体との連携はとれていると感じますか。

	R1.10
非常に感じている	3
やや感じている	9
あまり感じていない	3
全く感じていない	2
どちらともいえない	0



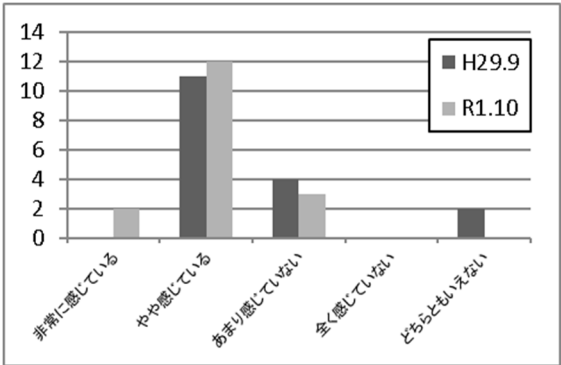
6. 優先して取り組むべき活動は何ですか。次の活動の中から該当するものを選んでください。【3つ以内で選択】

	H29.9	R1.10
高齢者支援活動	13	9
子ども子育て支援活動	8	6
防犯活動	1	1
防災活動	5	10
環境保全活動	4	4
地域交流活動(文化、スポーツ等)	5	5
観光交流活動(地域資源の発掘、魅力向上)	6	4
人口定住活動(移住、婚活等)	4	5
その他	1	4

- ・まちづくり協議会の発足時からのメンバーで、新しい試みを行うにしても若い人達の協力を上手く引き出せずにいる。もっと若者たちが魅力を感じることを行いたい。
- ・学校の統廃合に係る活動（小・中学校ともに、地域の希望と保護者の意見を出し合い、まちとしてどうしていくのが皆の幸せにつながるか考えたい。）
- ・地域おこしに関する分野（中心部の商業・サービス業 北部の農業）
- ・今期策定した「まちづくり計画」を各所属団体の皆様にお示しし、議論を通して理解を深め、更に支持を頂ける計画に練り上げて行く。

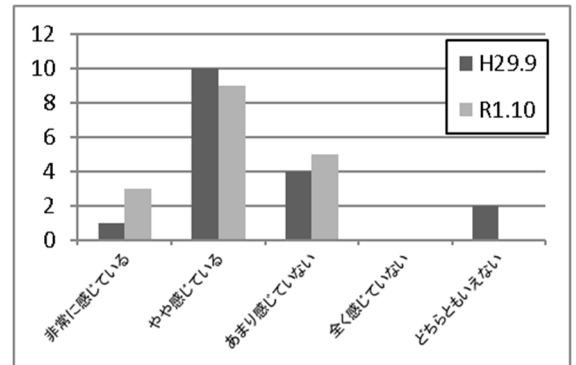
7. まちづくり協議会の活動が、地域課題の解決につながっていると感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	0	2
やや感じている	11	12
あまり感じていない	4	3
全く感じていない	0	0
どちらともいえない	2	0



8. まちづくり協議会の活動が、地域の活性化につながっていると感じていますか。

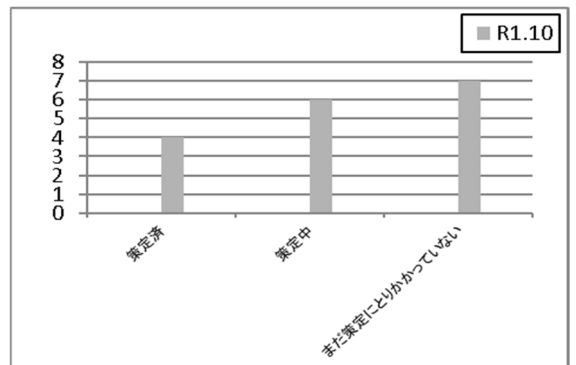
	H29.9	R1.10
非常に感じている	1	3
やや感じている	10	9
あまり感じていない	4	5
全く感じていない	0	0
どちらともいえない	2	0



Ⅱ まちづくり計画について

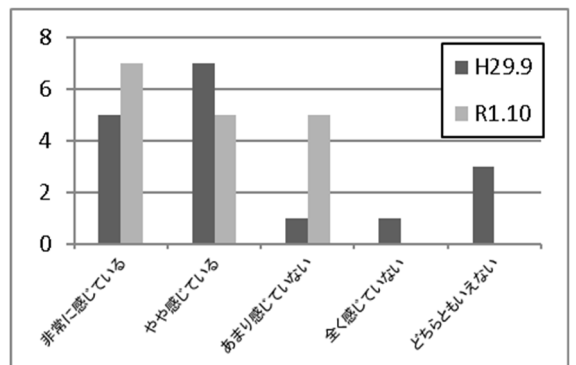
9. まちづくり計画を策定していますか。

	R1.10
策定済	4
策定中	6
まだ策定にとりかかっていない	7



10. まちづくり計画策定の必要性を感じますか。

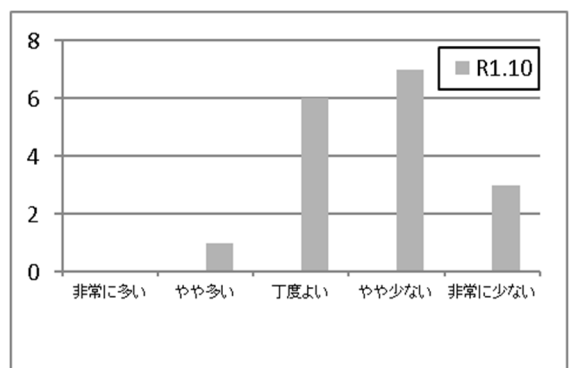
	H29.9	R1.10
非常に感じている	5	7
やや感じている	7	5
あまり感じていない	1	5
全く感じていない	1	0
どちらともいえない	3	0



Ⅲ まちづくり交付金及び自主財源の確保について

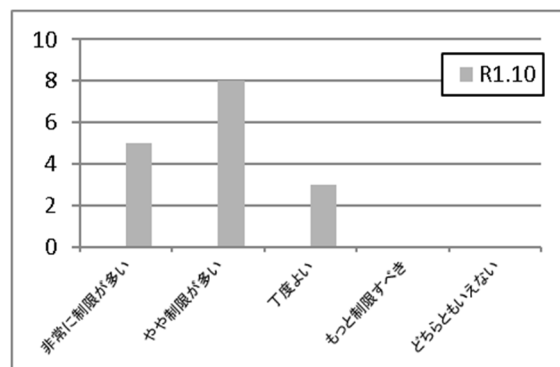
11. 交付金額について、どのように感じていますか。

	R1.10
非常に多い	0
やや多い	1
丁度よい	6
やや少ない	7
非常に少ない	3



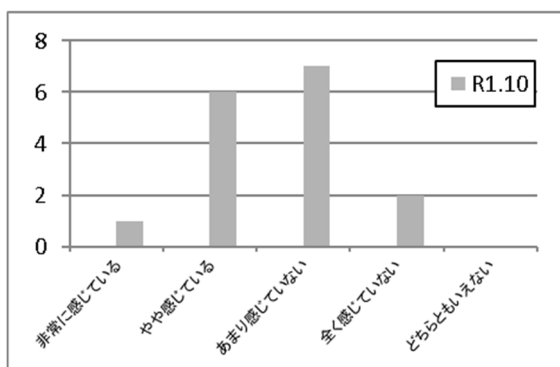
12. 交付金の使途について、どのように感じていますか。

	R1.10
非常に制限が多い	5
やや制限が多い	8
丁度よい	3
もっと制限すべき	0
どちらともいえない	0



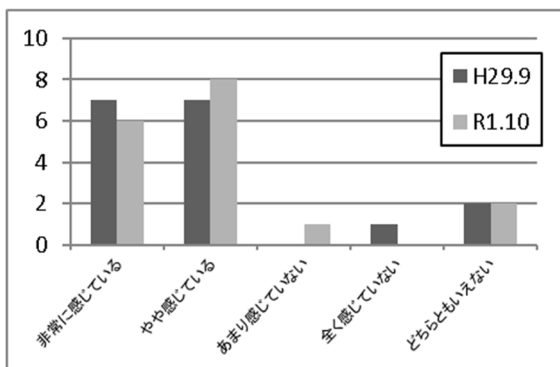
13. インセンティブ制度(地域力アップ事業)は必要だと感じますか。

	R1.10
非常に感じている	1
やや感じている	6
あまり感じていない	7
全く感じていない	2
どちらともいえない	0



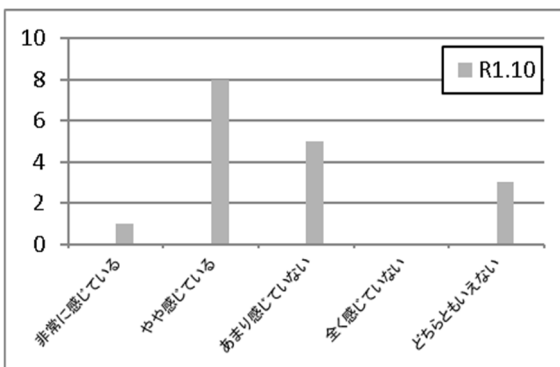
14. まちづくり交付金以外の自由に使える自主財源の確保は必要(になる)と感じますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	7	6
やや感じている	7	8
あまり感じていない	0	1
全く感じていない	1	0
どちらともいえない	2	2



15. 自主財源の確保の手段として、公民館等の公共の施設をまちづくり協議会の活動拠点として管理運営を行い、施設の管理運営費を収入の柱とすることの必要性を感じますか。

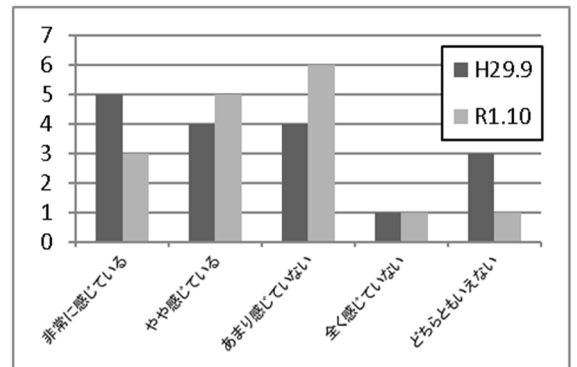
	R1.10
非常に感じている	1
やや感じている	8
あまり感じていない	5
全く感じていない	0
どちらともいえない	3



IV 市の支援について

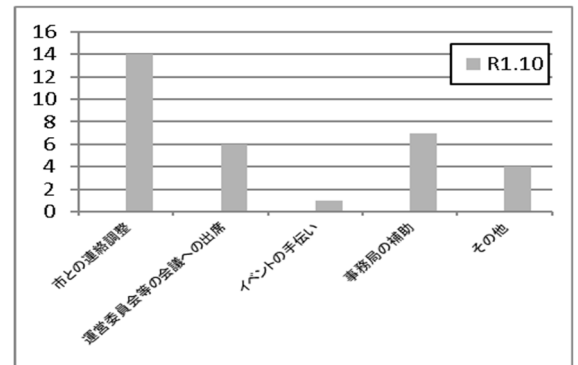
16. 地域サポート職員がもっと事務局の運営に関わるべきと感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	5	3
やや感じている	4	5
あまり感じていない	4	6
全く感じていない	1	1
どちらともいえない	3	1



17. サポート職員に期待する役割は何ですか。【2つ以内で選択】

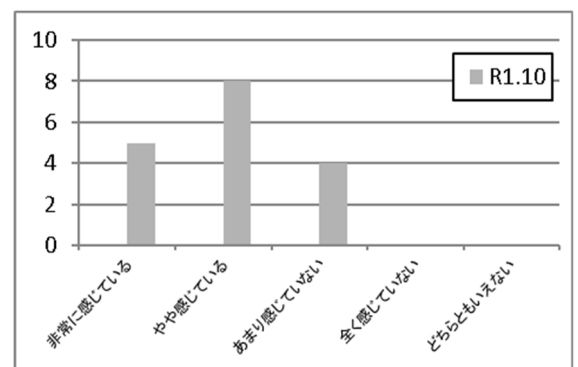
	R1.10
市との連絡調整	14
運営委員会等の会議への出席	6
イベントの手伝い	1
事務局の補助	7
その他	4



- ・地域と一体となって取り組む姿勢を見せて欲しい。先進事例等の紹介や企画の提案があってもいい。
- ・活動事業についてのアドバイス。
- ・各地区まち協の予算の使い方に差がありすぎる。ルールを厳しくすることはないが、やったもの勝ちはまずいと思う。サポート職員によるサポート強化を図る。
- ・事業（活動）企画への参画（指導・助言）及び市の関係課との連絡調整。

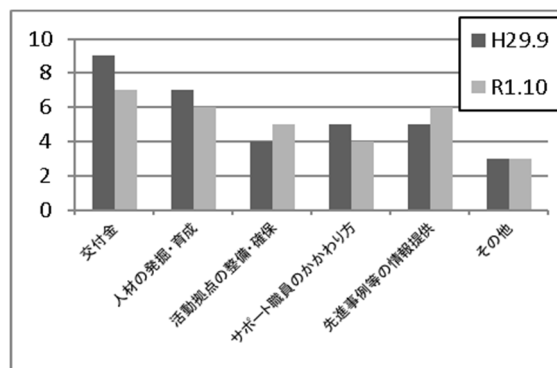
18. 税理士相談は必要だと感じますか。

	R1.10
非常に感じている	5
やや感じている	8
あまり感じていない	4
全く感じていない	0
どちらともいえない	0



19. 今後、どのような分野について、市がもっと支援すべきとお考えですか。次の活動の中から該当するものを選んでください。【2つ以内で選択】

	H29.9	R1.10
交付金	9	7
人材の発掘・育成	7	6
活動拠点の整備・確保	4	5
サポート職員のかかり方	5	4
先進事例等の情報提供	5	6
その他	3	3



・市の施策展開の方向性を明確にした上で、必要な支援策を構築すること。併せて、市職員（地域居住）の積極的参加。

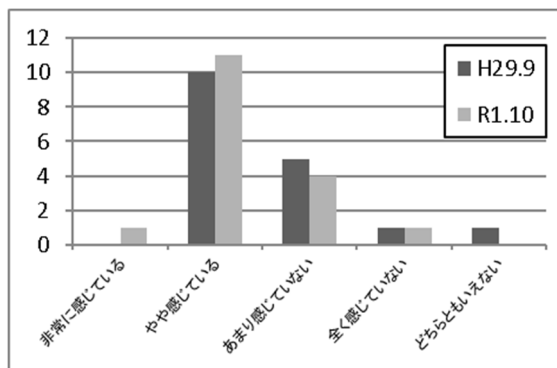
・①各地区に従来からのまちづくり団体が存続しているため、できれば小学校区単位で取り組む方がやりやすい。②地域主体の活動があっても良い。③運営や活動の課題ではなく、地区全体の共通課題（重点題を1～2項目）を決め（勿論課題の取り上げ方は町内の意見より決める）、長期的「スローガン」を定めた上で、長期的目標と短期的目標を定める。具体的活動はそれぞれ各部会で進めるべき。

・①まちづくり協議会の位置づけ、立場等を市民に分かりやすく知らせてほしい。（地域の中でまちづくり協議会の存在意義が感じられない。）②地域の諸団体が縦割りになりすぎている。市民部として各地域の諸団体の実態調査をしていただきたい。その中から問題点を明確にしていきたい。

V まちづくり協議会について

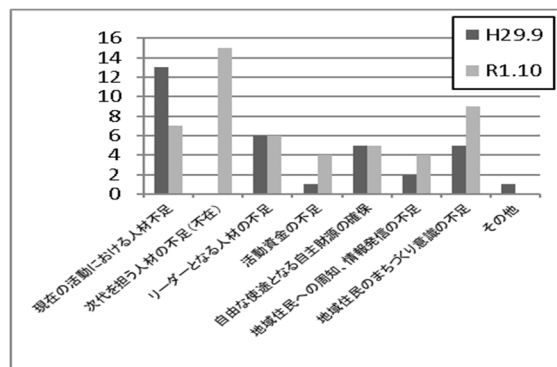
20. まちづくり協議会が地域の皆さんに認知されてきたと感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	0	1
やや感じている	10	11
あまり感じていない	5	4
全く感じていない	1	1
どちらともいえない	1	0



21. まちづくり協議会の運営や活動に取り組むに当たって課題と考えていることは何ですか。【3つ以内で選択】

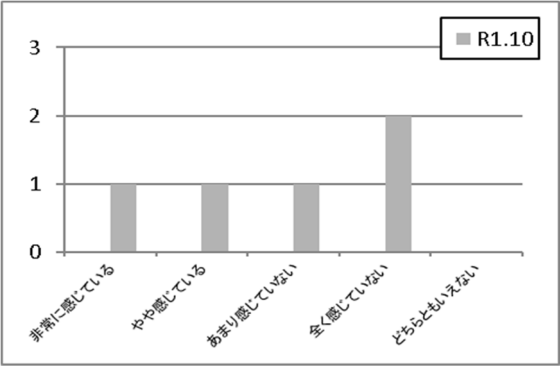
	H29.9	R1.10
現在の活動における人材不足	13	7
次代を担う人材の不足（不在）	0	15
リーダーとなる人材の不足	6	6
活動資金の不足	1	4
自由な用途となる自主財源の確保	5	5
地域住民への周知、情報発信の不足	2	4
地域住民のまちづくり意識の不足	5	9
その他	1	0



22. 現在の2中学校区から1中学校区にするべきだと感じていますか。

※2中学校区である5地区の回答のみ反映

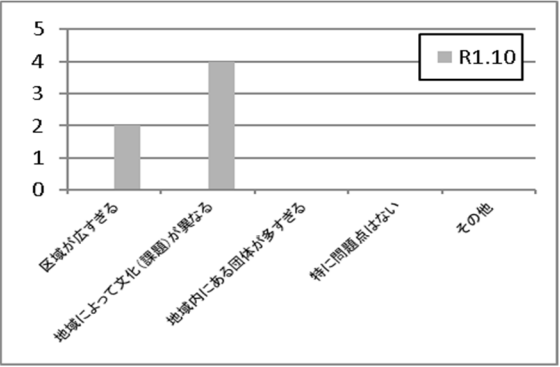
	R1.10
非常に感じている	1
やや感じている	1
あまり感じていない	1
全く感じていない	2
どちらともいえない	



23. 2中学校区の問題点は考えていることは何ですか。【2つ以内で選択】

※2中学校区である5地区の回答のみ反映

	R1.10
区域が広すぎる	3
地域によって文化(課題)が異なる	4
地域内にある団体が多すぎる	
特に問題点はない	
その他	1



・区域が広いので、2つの中学校校区で、同じ部会の活動を別々に（隔年もしくは半年後）開催する場合が多い。1中学校校区にすれば行事はやりやすいが、担い手（部員）が少なくなり、校区の行事とあまり変わらない内容となる恐れもある。2中学校校区ならではの良さもあり、例えば担い手が沢山確保できること、校区同士が刺激し合い活動が活性化することなどが挙げられる。1校区になって活動が縮小する可能性もあり、どちらが良いか正直分らない。誰かがやってくればついていくが、自分が中心となるのは嫌だという人もいる。各団体とのタイアップを進め、まち協が主体となり、地域の同じような行事は一緒にやってスリム化することも大切だと考える。今回のアンケートはどの項目も今後のまち協のあり方を問いているものであり、区域の課題も含め、まち協運営方法、人材発掘、後継者の課題、多様な意見の吸い上げ、地域の課題と解決への限らない挑戦の継続として、今後とも議論を続ける必要がある。

第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画 -令和2年3月発行-

■下関市市民部まちづくり政策課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL:083-231-1261 FAX:083-231-1809

HP:<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>

E-mail:skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

…地域サポート室…

〒750-0008 下関市田中町5番6号

TEL:083-231-1385 FAX:083-231-1383

E-mail:chiikisuport@city.shimonoseki.yamaguchi.jp